



役員変更の登記を忘れていませんか？

司法書士 前沢 和彦様

卓話者紹介

齊藤 雅夫会員
 大学卒業後、20年以上の会社員生活を経たのち、司法書士資格を取得。会社員時代は、総務・経理を中心とした業務に携わり、数回の転職により、シンガポールの海外駐在員や、外資系アパレルブランドの経理財務責任者を経験しました。司法書士登録後は、不動産・会社登記業務を中心としながら、成年後見業務や簡易裁判所での訴訟代理業務など、幅広く活動してらっしゃいます。現在は、週に1回、東京法律局で、法人登記部門の登記相談員を担当されています。

会社の登記事項に変更があった場合、2週間以内に登記を申請する義務が会社にあります。登記しないまま放置しておく、過料に科せられることがありますのでご注意ください。

会社の登記簿を見ると、商号、本店、事業目的、役員などが登記されています。これらに変更があったときは、登記所へ変更登記の申請が必要です。

一方、登記事項でないものについては、登記申請は不要です。株主が入れ替わり、役員報酬に変更があっても、これらは登記事項ではありません。

登記事項についてよくみかけなのが、株式会社の役員の任期が満了していることに気付かなかった。または、会社の本店所在地を移転しているのに変更登記を申請していないケースです。株式会社の取締役や監査役の任期は、平成18年に会社法が改正され、最大で10年まで伸ばすことができることになりました。それまでは2年ごとに登記していた会社も10年間登記しなくてよいことになったため、登記すること自体をお忘れになっていることが多いのです。今年が平成30年ですから、平成18年に取締役に選任された方の任期は既に満了しています。

では、これをそのまま放置しておくとうなるのでしょうか。この場合は、登記官が職権で解散登記をしてしまうことがあります。これにより、会社登記簿は、閉鎖され、代表者の印鑑証明書も取れなくなります。もっとも、登記官は一方的に解散登記するのではなく、事前に会社の登記上の住所宛に、事業を廃止していないかどうか通知書を送って確認することになっています。ただ、会社設立後、本店を移転したのにもかかわらず、その登記をしていない会社もあるため、転送不要の郵便物を受け取れず、印鑑証明書が取れなくなって初めて自分の会社が解散させられていることがあるのです。

いったん解散登記されてしまうと、そのまま会社を精算するのであればよいのですが、事業を継続している場合は、解散前の状態に登記簿を戻す必要が

あります。この手続を「会社継続」と呼んでいます。これは、会社を改めて設立するのに近い手続であり、登録免許税等追加の費用もかかります。

会社の事業を休止した際に税務署へ休眠届けを出して住民税の支払いを延期することはありますが、税務署への届出と、登記所への登記申請は、別の手続ですので、ご注意ください。

ところで、役員の任期は、平成18年の会社法改正前は、株式会社の取締役は2年以内（監査役は4年以内）の任期が法定されていました。改正後は、一定の条件を満たす会社は、10年まで任期が伸ばせることになりました。例えば、平成17年6月30日の株主総会で選任された取締役は、その後、任期満了前に定款を変更して任期を延長すれば、最大、平成27年の決算期に関する定時総会終結時まで任期があることとなります。

ちなみに定款は、会社設立後、いつ変更してもよく、変更するのに公証人の認証は不要です。

中小企業の中には、家族が役員に就任し、事業を行っている会社も多いと思います。家族のことに口出ししないしてほしいというご意見もうかがいます。しかし、会社は、国から社会的実体として、権利の主体客体になることが認められた存在です。会社にすることで、税法上経費算入できる項目が増え、個人としてではなく、会社という法人として、取引することができるようになりました。原則として国は私生活に介入しないのですが、いったん法人として認めてくださいと、国の介入を求めた以上、権利だけでなく、登記事項に変更があれば、その登記申請義務も負うこととなります。

ご自分の会社でしなければならない登記がなされているかは判別しにくいと思います。その際は、登記の専門家である司法書士に是非ご相談ください。単に登記の要否、手続をお知らせするだけでなく、今後の事業計画に沿った適切な機関設計等をご提案させていただきます。

閉会点鐘

奥山 聡会長

今後の予定

- 10/3 「演題未定」元米山奨学生 李 炫湊様
- 10/10 「演題未定」大須賀 かおり様
- 10/17 休会
- 10/24 ガバナー公式訪問
- 10/31 夜間例会 於：新世界菜館 18時～

創立/1993年10月13日(平成5年)
 事務局/〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-2
 グランドメゾン九段 906号 <http://tokyo-orc.jp/>
 Tel: 03-3288-7300 Fax: 03-3288-7400
 E-mail: ocha-rc@sirius.ocn.ne.jp

例会日 毎週水曜日 12:30～13:30
 例会場 ホテルグランドパレス Tel: 03-3264-1111
 会長 奥山聡 幹事 山下憲男
 会報委員長: 高山 副委員長: 小田
 委員: 青木 岩佐 笠原 俣野 岡田 岩佐